

# 「健康で文化的な生活」遠く

安倍政権が10月から狙う生活保護費の削減。厚生労働省が2017年末に公表した「生活保護基準の見直しについて」では、生活保護利用世帯の7割が食費や光熱費など日常生活費にあてる「生活扶助費」を引き下げられ、その減額幅は最大5%です。厚労省は、当初最大13・7%減としていた減額幅を「縮小」させましたが、生活保護利用者からは「これ以上削減されれば憲法25条が保障する『健康で文化的な生活』が送れなくなる」と怒りの声があがっています。生活保護利用者、暮らしの現状と今回の削減計画について聞きました。

(前野浩明)

厚労省は、生活扶助と削減計画は多くの利用者の暮らしを直撃します。たとえば都市部の高齢単身(65歳)世帯の場合、現行8万円の生活扶助費は4千円引き下げられます。(表)

湯沸かしは…  
この世帯類型にあたり、東京都内在住の60代後半の男性Aさんは、現在住んでいるアパートに入居してからは、お金がかかるからと備え付けの瞬間湯沸かし器を一度も使っていない。「もっと寒くない水が冷たくなって、食器はゴム手袋をつけて洗うつもりです」と

話します。

Aさんは高校卒業後、

に上京してまじ日雇いの労働に携わってきました。

生活扶助削減計画の主な影響

世帯類型	居住地域	現行基準額	削減後	増減率
高齢単身世帯 (65歳)	都市部	8.0万円	7.6万円	-5.0%
	地方	8.4万円	8.4万円	-0.3%
高齢夫婦世帯 (65歳)	都市部	11.9万円	11.8万円	-0.8%
	地方	9.6万円	10.3万円	+7.3%
夫婦子1人(30代、子3~5歳)	都市部	15.8万円	15.5万円	-2.3%
	地方	13.0万円	13.6万円	+4.6%
母子世帯(子1人)(30代親、小学生)	都市部	14.7万円	14.9万円	+0.9%
	地方	12.2万円	13.1万円	+7.0%
母子世帯(子2人)(40代親、小中学生)	都市部	20.0万円	19.2万円	-4.1%
	地方	16.5万円	16.6万円	+0.8%

注) 厚労省試算から作成。金額は児童養育加算と母子加算を含む

## 今でも食事1日2回 子と旅行できず

だが、病気をきっかけでたぐいいます。生活保護を利用するようになった。現段階でも、この間、食事は1日2回。生活扶助費の切り下げ、食料の購入は10日に1度(13、15年度)や、暖房費などにあてる「冬季加算」の減額(16年度)、「住宅扶助」の削減(同年度)などの改定による削減が重なりました。「灯油代が高くて、冬場は本当につらい」と語るAさん。「それでも生活保護費支給に保障が削られたら、日々の残金は5千円程度で生活していくことになります。

「小さい子供を育てたい」というのが私たちが生活保護を利用する者の思いです。と声を震わせました。厚労省の試算では、母子世帯でも38%の世帯が削減となります。一方、試算では1割の母子世帯では増額となります。しかし、増額に該当する生活保護利用者から聞く現在の暮らしは、「健康で文化的な生活」にはほど遠い状況です。

計画は撤回を。安形氏は、削減計画は撤回すべきだと主張。「生活保護制度は憲法が保障する国民の生存権を深くかかわっています。国は『健康で文化的な生活』の内容を明らかにして、生活保護利用者や生活保護を受ける多くの国民から生活実態や意見を聞き、生活保護基準を決めるべきです」と話しています。

生活保護基準 日本国憲法25条で、すべての国民に保障する「健康で文化的な生活」が定める「最低限度の生活水準」のことです。国は、その具体的内容に厚生労働相の裁量的判断にまかされている立場です。憲法学者の戸部博嘉氏は「何が最低限度の生活水準であるかは、特定の時代の特定の社会において、ある程度客観的に決定できるので、それを下回る厚生(労働)大臣の基準設定は、憲法・適法となる場合がある(『憲法』第6条)と指摘しています。



余生運の形保誠が会長